

平成28年度第2回 四街道市市民参加推進評価委員会 議事録

日時：平成28年12月2日(金)午後4時00分から

会場：市役所新館5階第2会議室

出席委員：5名（石川委員長、神委員、藤原委員、増田委員、安井委員）

欠席委員：2名（椎名委員、奥田委員）

○開会・あいさつ

- ・事務局 岩林課長より
- ・石川委員長より
- ・発言者名の議事録明記承諾
- ・傍聴人の確認（不在）

○議題

1 平成28年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

石川委員長：それでは本日の議事に入ります。初めに議題の1「平成28年度市民参加手続の実施予定（追加）の評価について1件ずつ審議したいと思います。それでは最初の案件から事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局より資料の確認と訂正

- ・市民参加手続実施予定シート等【資料NO. 1～7】
- 最終的に確定したものに当日差し替え
- ・四街道駅北口広場の再生計画の策定にかかる資料【NO. 8】
  - ・市民提案にかかる資料【NO. 9】
  - ・市民参加推進本部に係る組織の見直しの資料【NO. 10】
  - ・市民提案に対する市の考え方（当日配布・A4一枚）

事務局：資料お揃いでしょうか。それではご説明させていただきます。28年度の実施予定の追加については5件になっております。まず資料NO. 1をご覧くださいと思います。

【資料NO. 1】

「市民参加手続実施予定シート 四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定」参照）  
又、市税の賦課徴収に関するものであることから6条2項3号及び5号に該当しますので、市民参加手続は実施しないこととし、適用除外としています。ご審議の程お願いいたします。

石川委員長：ただいまの説明につきましてご質問ご意見等ありましたらお願いしたいと思います……よろしいでしょうか。では、これに対しては適正であるということでご了解を頂きたいと思います。では次のシートをお願いします。

事務局：資料NO. 2です。こちらの概要のところは今日お配りしたものをご覧になって頂ければと思います。

【資料NO. 2】

「市民参加手続実施予定シート 四街道市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」参照)

実施対象とする根拠は6条1項6号で、条例の施行時期は29年4月を予定しております。実施する市民参加手続の方法は7条1項1号の意見提出手続を29年1月に実施する予定になっております。ご審議の程お願いいたします。

石川委員長：それではご質問、意見等お願いいたします。

原則として省令の様にとということなんですが、この省令と同じように改正するというかそういう事でよろしいんですね。

事務局：基本そうなんですけど、意見提出手続を行っておりますので、若干市に裁量がある中での見直しということになっております。

石川委員長：はい、いかがでしょうか……よろしいですか。パブリックコメントを実施するということでございます。はい、特段意見等なければ適切であるということにいたしたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員一同：はい。

石川委員長：はい、ありがとうございます。それでは次の審議をお願いいたします。

事務局：続いて資料NO. 3ですね。

【資料NO. 3】

「市民参加手続実施予定シート 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」参照)

実施対象とする根拠は6条1項6号で、条例の施行時期は平成28年10月となっております。なお、本案件については本年6月29日に開催したこの市民参加推進評価委員会におきまして、今後市民参加推進本部で審議を予定している案件です。既に実施予定シートについては皆さんにお配りはさせて頂いております。実施した市民参加手続の方法は7条

1項1号の意見提出手続を7月に実施しているところです。ご審議の程お願いいたします。

石川委員長：それではご質問、意見等お願いいたします。これも先程と同じでいいですね。パブリックコメントを実施するというございます……よろしいでしょうか。では、適正であるということにさせていただきます。では4番お願いいたします。

事務局：資料NO. 4をご覧くださいと思います。

【資料NO. 4】

「市民参加手続実施予定シート 四街道市北口広場の再整備計画の策定（変更）」参照  
実施対象とした根拠は第6条第4項になっております。実施した市民参加手続の方法は7条1項1号の意見提出手続であり、10月17日から11月15日まで実施いたしました。なお、6条4項ということですが、市民参加手続の対象となりますと意見提出手続と合わせて本来審議会等手続又は市民会議手続を行わなければなりません、今回意見提出手続の実施にあたり公表したデッキに広場スペースを加えた四街道駅北口広場の再整備計画案については、平成27年3月25日に開催された四街道駅北口広場管理運営協議会で説明を行ったうえで了承は得られています。又、変更前の計画案については平成23年11月に開催された初回の会議から全7回の会議を経て策定されまして、既に審議会等手続が適切に行われているという事から今回改めて審議会等手続は実施いたしませんでした。又、意見提出手続実施後、様々な理由により当初の計画案が変更になった際の2回目の意見提出手続を実施することについて条例又は運用上明確なルールはないところですが、今回の変更を行うにあたっては、もともと総額約5億円の事業費が追加で5億円増加し、10億円になると共に広場スペースを設けることで当初の案ですと歩行のみの機能であったものが、イベントなどによる活用を含め利用形態が大きく変わる可能性もあることから、再度、市民の意見を広く聴くために意見提出手続を実施いたしました。

なお、こちらは資料NO. 8の方をご覧くださいなのですが、

【資料NO. 8】

「四街道市北口広場の再整備計画の策定時（当初及び変更）に実施又は実施する市民参加手続の流れ」参照

1枚めくって頂きますと最初のパブリックコメントをかけた計画案になっております。こちらは歩行者のみが歩く場所が書かれた計画になっております。それを議会の意見ですとか商店会の意見も聴きつつ、1回目はこのストレート案で諮ったものを再度見直してこの右の広場部分を含めた計画案で市長の方としてもこういったもので整えたいということで、ここまで利用形態が変わる・額の2倍になるということであれば、当然もう一度市民の意見を伺うというところで2回目の意見手続を行わせて頂きました。又、資料NO. 8の1枚目に戻って頂きたいのですが、こちらの市民参加推進評価委員会でも公募の3名の方はこの時はまだ委員じゃなかったんですが、左の表の部分の一番下の方に推進評価委員会と

書いてありまして、27年6月30日にはこのストレート案で意見提出手続等を実施しましたということでご審議頂いて、適切に行われたというところで評価を頂いております。右側のものが広場部分を含めた形の管理・運営協議会の諮ったものです。米印に実はちょっと修正をかけるのを忘れてしまったんですけど、私の方としましては最初は審議会等手続の一環として広場部分を含めてこうだという報告と、そこで質疑応答を受けたということだったので正式なものじゃないのではないかと見たんですけども、その後の内部の審議により審議会等手続に準じて報告は行っているの見直ししよう、ということで判断をさせて頂いております。そういったこともございまして意見提出手続のみを行ったということになっております。説明は以上でございます。お願いします。

石川委員長：北口広場の再整備計画が一度やった手続が変更になったということで、改めてパブリックコメントを実施したという内容でございます。質問・ご意見等お願いいたします。

安田委員：予算面が倍になっているんですね。

事務局：そうなんです。シェルターとか雨除けを付けたらだとかそういったものもかなりお金がかさんで。また内部にいろいろここまでのものを設置して、利用はどこまでされるのかだとか、あとやはり当然建設すればいずれは補修だとかメンテナンスが必要になってくるわけで、その辺は中でも議論があった。実は今回の12月議会でも複数名の議員からこれについての「なぜこういう風な変更案になったのか」とか、「そういう内部のプロセスとかを明らかにしてください」とか、「手続について適切に行われたのか」とか、そういった質問がありました。要は一度実施したもの、意見提出手続自体が行政として審議をし尽くして、この案で市民に何う予定というもの。最終案は何うという位置づけになっているという考え方でいる中で、また再度見直してまた意見提出手続を行う、そういう判断基準も行政としてどう考えているのか、そのようなご質問も出されている。7日が一般質問の最初の日になりますので、そこから色々行政と議員とのやり取りが始まっていくというところでございます。

安田委員：現行の津田沼駅、それから船橋、あの辺がもう既にそういう事なんです。その辺の状況当然入れていると思っておりますので、それを踏まえていろいろ検討させて頂きます。大体イメージはわかりました。

増田委員：これは着工ありきで決まっているんですか。

事務局：その辺りも含めて今都市部の方では、どのようにしていくのかというのが課題。

四街道市の財政もかなり厳しい状況であるのがまず1点と、別のごみ処理施設の関係で今、次期ごみ処理施設を建設するというところでいろいろ動いているんですけど、オリンピックだとかの影響でなかなか部材が入ってこないということで高騰する部分がある。もともと1トン当たりの処理分は80トン規模位で次期のごみ処理施設は考えているんですけど、トン当たり5千万がどうやら1億円くらいに跳ね上がっちゃうことも今考え方として出ているみたいで。そういう諸々含めて最終的にこちらもどのような判断をするかというのは、まだ私どもの方には正式には耳に入っていないのと、議会もどうやら初日、12月7日が一般質問の最初の日ですので、そこで行政の考え方を示すようであるというのは伺っています。

増田委員：これは市民の方への説明として、例えば工期の間にここが使えなくなるとか、それが何年間だとかいう説明はされているんですか。

事務局：そこまではされていなくて、施工時は当然事前に一定の余裕を持って、もし着工するということであればその辺の周知を図っていくことにはなろうかと思うんですけど、今時点では何とも言えないですね。すいません、すっきりしていません。

増田委員：その着工もまだ決まっていない。

事務局：そうですね。実施設計までは当然予算を組んでやっていますから、それが本来整った時点で来年辺りから着工できれば、だとかそういうスケジュールでやりたいと思うんですけど、それは今後いろいろな要素を考慮してどういう風になっていくかはここではお話しすることはできません。

石川委員長：他にはどうでしょうか。

藤原委員：この広場スペースの活用事例とかを審議することを言っていた事あるんですか。

事務局：分かりません

石川委員長：要は実施設計の予算はあると。

事務局：実施設計には今取り組んでいます。

石川委員長：ちょっと理解できません。

事務局：基本設計は昨年度終了していて実施設計をしています。

石川委員長：基本設計で作った案というのは広場スペースのないストレートの歩道ですか。

事務局：そのように聞いております。本年度は議会等の意見を踏まえ、広場スペースを含んだ形で実施設計を行おうとしていました。

石川委員長：パブリックコメントは終わっているわけですよね。何か意見は出たんですか。

事務局：意見もどこまでお話しすればいいのかというのがわからない部分がありまして、今回の意見提出手続を行う上でもその3点、当初の案から変更される3点について焦点を当てて意見を聞いたことになっています。

まず1点目が「歩行者デッキに広場スペースを設けます。これについてどう思いますか」これについては賛成が2件、反対が85件出ております。そこで「歩行者デッキに屋根を設けます」というところも2点目として聞いておりまして、賛成が3件、反対が16件。そこで「歩道外周のシェルターを延長します」というところが賛成が4、反対が20。それでこの3点について聞いた事について意見が出たものが、合計で135件なんです。この3点以外で出された意見が150件になっていまして、当初の計画案についてのどこまで遡って意見が出てしまっていて、当初の計画であれば賛成が5、当初も反対だったのが59。それでその他というところでどういった意見かはわかりませんが、賛成が8で反対が35。無効の意見も150件出ています。だからこの取り扱いをもともと1回聞いてあって、プロセスがわかりづらい中での2回目も聞いて、なおかつ当初案についても意見が出てきてしまったというところなので、それをどういう風に総合的に判断して議会に対してどうしていくかというのは7日以降ですね。状況を見つつ私どもも現状ですと報告は皆さんにはできない部分ではございます。

安井委員：厳しい状況ですね。

増田委員：この時点で実施までいってしまうときついですね。

事務局：本来パブリックコメントをやった案で実施設計に入ろうというのが通常じゃないですか。さっきの表も2つあったように、当初案と変更案といろいろなものが被っていて、それが整理されない中で実施設計でとなっている。

石川委員長：つまり実施設計の予算も組まれ、実施設計をしようと思っっているけれども、最終案がこれだというのはまた決まっていないう状態ですか。

事務局：そうなりますね。要は広場部分を含めて今後はやろうということでは考えてはいますけど、きちっと実施設計の詳細をやる前に、もう一度その実施設計の中で絵を描かせたという、広場部分を。そういうことです。言い方が不適當だったかもしれません。着手はまだ、実際に積み上げは広場部分を含めた形ではやっていない。その前の段階で契約はしたけど実施設計の中で絵を描かせる、という。

増田委員：確認ですけれど、意匠設計じゃなくて実施設計なんですね。

事務局：実施です。それで契約していると聞いています。

岩林課長：一応12月の議会で構成自体は表明していくようです。

石川委員長：委員会は事業の内容に関して良い悪いを述べる委員会ではないので、その市民参加がどういう風に進んできたかということに関して適正であったかどうかという判断をするわけなんですけど、少なくとも決まったものが変わったんだから、もう一回パブリックコメントをやりました、という評価についてはどうでしょうか。

神委員：やり方はどうだったんですかね。3点に絞って聞いた後は自由にするというのは。予算が変わった事が一番大きいと思うんですよね、市民の関心事としては。それを一番に挙げるべきだったのではないかなと。その広場は必要ですか、とかそういう風に言われるとそれは賛成の人も普通に出てくる。でもそれでもあまりにも開きがあると思うんですよね、反対と賛成に。なので、もしその本当の意味で市民参加手続というのであれば、一番市民の関心があるのは多分市民が出している税金がどう使われるか、どう活かされるか、使用するの市民だと思うので、やっぱり予算が変わりますよ、というのは伝えるべきだったのではないかなと

事務局：公報を持って来ていないんですけど、副市長も当然「予算が変わるところが重要なポイントだから、それは資料として出しなさい」と都市部に対して言ったということで、私も副市長決裁の時には伺っていたので、今手元にそれが無いんですけど、その予算的なものは5億が10億になるとかそういった話は多分説明の中でしてるのかなと。

神委員：文章だと、市民にとってみるとそれを符合するというのはなかなか。「変わります」と市民に広報するのと、「こう変えるのはどうですか」というのを一緒にされているのであれば問題ないと思うんですよね。変わるというので、「ああ、これがプラス5億になるんだ」というのがわかる資料を出すべきなのではないかなと、簡単に。市役所の皆さんは市政の情報が当たり前になって繋がりがやすいと思うんです。だけど市民の人でパブリックコ

メントに答える人がこれだけいたというかなりの関心事だとは思いますが、そういう人たちでさえもやっぱり情報と情報を繋ぐのは簡単なことではないので。

事務局：金額は出しているはずですよ。

石川委員長：でないところの反応はないんじゃないかというのが想像ですけどね。やっぱり金額が変わるんだったらそんなのやめた方が良くないかという。現物がないですから何とも言えませんが。それは今、確認できますか。

事務局：確認しましょうか。それと、通常ですところいったものが実施状況シートの中にいろいろ添付されていくのかなと思います。

石川委員長：ちょっと休憩とします。

○事務局より公報等追加資料が配布

石川委員長：では、再開ですね。はい、どうぞ。

神委員：この資料を示してアンケートとかパブリックコメントを、先程仰った3つの変更点について、賛成か反対かという事を聞いたという事ですか。

事務局：その通りです。

神委員：ありがとうございます。反対の意見がかなり多いというのが気になるところで。そういうのが公表とか、そういうのは義務化されていないんですよ。パブリックコメントで聞いたものは、そのまま聞きました、ありがとうございます、で終わるという事ですよ。

事務局：今は、計画に反映しない意見、計画に反映した意見、今回求めているその他の意見、という事で一応分類はして、当然、当初の計画案にまず遡って、取り扱わない意見ではありますけど、という事で集約はされて出てくるようにはフォームはなっています。

神委員：フォームにはなっているんですか。パブリックコメントのものをただ訊いたよ、と言って何も反映しないでもいい、みたいになると、ただやっているだけになってしまうので、そこところが気になったので質問しました。すいません。



○石川委員長 はい。一応、この資料の通り、増額予算も事業費も計上して、パブリックコメントをかけたという内容だそうでございます。という事になれば、手続き上は適切であると。しかし出された意見について、きちんとそれは反映しないという事になると、市民参加の意味がなくなってしまうので、市民参加手続を経て得られた結果について、十分、反映すべきであるという事を付記して適切であると。

委員一同：そうですね。

石川委員長：では、そのようにさせていただきます。はい、では次の案件お願いします。

事務局：資料NO. 5になります。

【資料NO. 5】

「市民参加手続実施予定シート 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定」参照）手数料条例の一部改正になります。根拠は6条1項3号になります。条例の施行時期は、29年4月を予定していますが、本改正内容が、6条2項5号のその他金銭の徴収に関するものに該当するとして、市民参加手続を実施しない事とし、適用除外としています。ご審議の程をお願いいたします。

石川委員長：はい、それでは質問、意見をお願いいたします。

事務局：これもチェックをしている場所とかが当初お配りしているものと違ってですね、6条2項の最初は1号にも当てはまっていたんですけど、最終的には先程の通りになります。

石川委員長：はい、いかがでしょうか……よろしいですか。

委員一同：はい。

石川委員長：では、適切であるという事にいたします。では、次の案件お願いします。

事務局：今の案件で議題の1が終わりになります。続いての議題にそのまま入ります。

○議題2 平成28年度 市民参加手続の実施状況の評価

事務局：28年度の市民参加手続の実施状況の評価になります。件数は1件になっております。

【資料NO. 6】

「市民参加手続実施状況シート（総括表） 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定」参照）

根拠は6条1項6号になりまして、実施した市民参加手続は7条1項1号の意見提出手続になります。資料NO. 6-2は意見提出手続の実施状況シートになります。

【資料】「四街道市公告第182号」参照）

こちらは実施の公告の写しですね。

【資料】「四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、「同左の意見募集ホームページ掲載内容」、「四街道市公告第211号」、「同左の結果公表についてのホームページ掲載内容」参照）

ご審議の程をお願いいたします。

石川委員長：それでは質問、ご意見等をお願いしたいと思います……よろしいでしょうか。

委員一同：はい。

石川委員長：はい。では、適切であるという事にさせていただきます。これで、議題2つ目は終わったのでしょうか。では議題3つ目ですね。お願いします。

○議題3 平成28年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

事務局：今回は1件になっております。なお、6条2項の各号に該当するため、市民参加手続の適用除外とした案件となっております。6条3項の規定により市民参加手続の対象としない事を決定したもののについても、公告等で公表するという事になっております。

【資料NO. 7】

「実施状況シート6【適用除外】 四街道市税条例等の一部を改正する条例の制定」参照）市税条例等の一部改正です。本件については、本日資料NO. 1にて実施予定を審査頂いたものです。条例6条1項3号の規定に該当するため、市民参加手続の対象となるものですが、6条2項3号の法令の規定により実施の基準が定められており、この基準に基づいて行うもの、及び5号の市税の賦課徴収に該当するため、市民参加手続の適用除外としたものです。

【資料】「四街道市公告第196号」、「四街道市市税条例等の一部改正についてのホームページ掲載内容」参照）

公告とホームページの写しです。ご審議の程をお願いいたします。

石川委員長：それでは質問、意見等をお願いいたします……よろしいでしょうか。はい、

では適切であるという事にさせていただきます。

その次ですね、議題の4番目、地域電力会社の設立について、という事でしょうか。

#### ○議題4 市民提案手続（地域電力会社の設立）について

事務局：（【資料NO. 9】「市民提案書の検討について」参照）こちらですが、市民参加条例13条に基づいて市民提案手続というものがございます。市民参加条例で平成19年度から運用しているところなんですけど、最初の3年位までこの市民提案というのが7件位出たのですが、21年度位を最終にしてバッタリと市民提案、出されておりました。

資料No.9をご覧頂ければと思いますが、今回、提案者が四街道ストップ温暖化委員会の宮坂さんという方で、いろいろ地球温暖化についての市民に向けての啓発活動だとか、市で催されている産業まつりでもブースを設けて、市民に向けて啓発をしている熱心な団体の方達です。署名数27名と書いてあるのですが、条例上20名の署名を集めれば出せますよ、となっています。※資料No.9により説明。提案等の実施に要する費用の額及び内訳について、2016年の4月から電力の自由化が始まって、先進的な自治体ではそういった動きも含めて、この様な地域電力会社を設置しているところなんですけど、まだまだ全国でも事例はそんなに多くない。当然、成田と香取についても、27年度7月に会社を設置して、実際にごみ処理施設の発電から得られた電力、太陽光パネル・メガソーラーから発電された電力を、公共施設の方に供給していくというところでは、恐らく28年10月からそういった事をやっております、実績的にも未知な部分がある。本来で言えば提案頂くにあたって、会社の運営コストがどれ位だとかその辺まで含めて出して頂くのが通常だと思うのですが、そこまでは出せておらず、あくまでその両方の建設費について提案書の中では金額が記載されているところです。2の上記提案の関係課という事で、提案書を事務局の方で読み解きまして、庁内のどの課が関係するだろうと挙げたのが5つの所属になっており、意見を聞いております。

次の頁をめくって頂くと、この市民提案がどの様な手続きで処理をされているかという流れになっています。

（【資料】「市民提案手続フロー」、「市民提案に対する市の考え方」参照）

この様なプロセスを経て、市民提案に対する市民の考え方という事で、資料を配布しております。四街道のごみ処理施設ですけど、想定では1日あたりの処理量が80トンなんです。それで発電機を付けても、それ位のごみ量ですと場内を賄う位の電力しか発電されないのが現状だと思います。成田と香取については、香取の方はメガソーラーですけど、成田の方は富里と広域的な連携を組んでごみ処理をしております、1日あたりの処理量が212トンなんです。ですので、売電できるだけの発電量が十分あって、元々香取はメガソーラーを設置して東電に売電していました。成田についても発電をしてそれを売電していました。それでその売電しているものを、もっと効率的に上手く資産として活用し

ていけないかというところで、地域電力会社というものを民間の力を借りて設置して、東電よりもその地域電力会社がメガソーラーとごみ処理施設から出た電力を高く買い取る。高く買い取ったものを、公共施設で今までは東電から電力を買っていたものを、エネルギー会社から東電よりも安く電力を供給するという中で、試算して会社の運営コストも何とか賄える、という中で始めています。それでかなり四街道とは状況が違うという中で検討させて頂いております。その他、本文参照。

市民提案の説明は以上になります。よろしくお願いたします。

石川委員長：はい。この案件の取り扱いですけれども、『四街道市市民参加条例の解釈及び運用』という冊子がありまして、これによりまして「当委員会は第三者機関としての視点で、市の考え方の妥当性について検討する」という事になっております。ですから、今、出された市の考え方について、妥当か問題があるかという事について論議をして頂きたいという事でございます。

事務局：あとは提案者と意見交換をしている中で、提案者が何を一番求められているのかを伺った中で、2050年位までに温室効果ガスを20%削減するだとか、国の方でも方向性が出ていたり、今世紀末にはゼロにする形で計画が出されているのだから、市としても地域電力会社というのは一つの手段だと思うのですが、いろいろな策を講じて温暖化対策をやって頂きたい、というものが切なる願いでございましたので、それについては当然、環境政策というところは、地球温暖化の防止策について取りまとめをしているわけですが、そちらの方としても当然、国・県の動向を見ながら市としても、できる事は最善を尽くします、というのは環境政策の考え方にもまとめて頂いておりますし、私共も提案者との意見交換の時には、そのようなご説明をしております。それで市民提案に対する市の考え方は、このような形で本当に提案書に書かれている提案内容に直接回答するのみになっているんですけど、ではその地球温暖化防止策について積極的に取り組んでいくかどうかというのは、別個の資料として提案者にはお渡ししたいと思っております。

安井委員：ここまで検討されている。成田、香取の状況、それから四街道市の状況とその辺きちんと比較して検討して頂いているわけですから、一番賢明な回答だと思うんです。

一つ、なんというか風力の方はどうなんですか。

事務局：風力発電ですか。

安井委員：ええ。と言いますのは、海沿いではドイツから仕入れていて。プロペラを回しますけども、スペース的には四街道市はそんなスペースは無いと思うんですが、ただ風は結構あるので、今後利用できる可能性はあるかなと。

どちらにしても今後、これが当然注目されるパターンになってくると思うんですね。だから、その辺検討されているわけですから、それをベースにして今後の何かの方向に持って行って頂きたいと思っています。

事務局：当市も風力については屋上に試験的に設置しています。小規模なんですけど、よく小学生が来ると案内してこんな事をやっているんだよ、という説明は環境の方でしていますね。市としてはやはり一般家庭の太陽光の普及というところで、県からも一部お金が出ているかも知れないですけど、太陽光パネルを設置したご家庭には補助金を交付したりだとか、そういった事は現状でもやっているというところも合わせて、温暖化委員会の方達はその辺の情報にすごく詳しくて、説明せずともそういう情報は持っていますね。

安井委員：はい、ありがとうございます。

石川委員長：はい。他にはどうでしょうか。

安井委員：妥当かと思います。

石川委員長：はい。妥当だというご意見のようですが、それでよろしいですか。

一同：はい。

石川委員長：ありがとうございます。では、妥当であるという事にさせていただきます。

最後の議題ですね。組織の見直しですね。お願いします。

#### ○議題5 その他 市民参加推進本部に係る組織の見直しについてなど

事務局：こちらは先程少し説明したんですけど、資料NO. 10をご覧になって頂きたいと思っています。

（【資料NO. 10】「市民参加推進本部に係る組織の見直しについて」参照）

市民参加推進本部の幹事会という事で、この市民参加推進評価委員会を開催する前には、この幹事会と本部会というのを必ず開いて、評価委員会にいろいろな実施予定だとか実施状況のシートをあげるにあたって、本部としてもその市民参加手続きがきちんと行われていたかというところをチェックした上で、資料を出させて頂いています。これについては、当推進評価委員会もカバーしている部分と一緒にございます。それで、組織が2階層である事の一般的な考え方も含めてメリット・デメリットを、私もこちらに異動してこの推進本部というものを1年半位運用している中で、気づいた事も含めて書かせて頂いています。

必ずしも2つなければいけないという風には、私だけではなく部としても思えない。当然、市長・副市長まで説明はしています。そういった事を感じている中での今回のご説明になっております。不適切な表現なのかもしれないですけど、どうしても次長級・部長級と2階層でやっていると、あまりよろしくない市民参加手続が行われた時に、責任の所在が曖昧になってしまうという。事務局としてもどちらにこういう風にもう少ししっかりしてやってくださいと言えばいいのか。本来部長がトップなんですけど、その部長や次長でもはっきりしない感じが漂った時もありました。その辺で、指揮監督者の責任を曖昧にしない、きちんとあなたが砦ですよという風に見て頂くというところも含めて、1つにできないか、というところでございます。

行革推進課の方では、事務事業評価シートというものを作ってしまっていて、安井委員は多分お詳しいと思うんですけど、事業の評価をそれぞれの事業でしてしまっていて、効率性の項目について書かせて頂いています。事業の方向性としては市民参加推進事業については一部改善という事になっており、組織の一本化を考えていくという内容でございます。市長、副市長の打合せにおいても、市民提案のところでは、政策的な議論も一部入るんですけど、先程プロセスをご覧になって頂いた通り関係各課とも丁寧な協議を積み上げている。市民提案というのはそうたくさん出ない中で、実際の推進本部の役割としてはこれから行う市民参加手続が適正か、行われた手続がどうだったかという手続を見る部分で、政策的なものというのは少ないというところでございます。そのため部長ではなく、今は各部の全体的な事を見回している政策調整担当の次長級で構成すればいいのではないかと、という意見も出ています。市長としても手続を見るというところでは、1本にしてもいいのかなという様なところで、今回提案をさせて頂いております。次をめくってご覧になって頂きますと、右側が改正後、左側が改正前という表があります。改正前は幹事会と推進本部という事で、2階層になっていると。改正後については、今ご説明した通り、幹事会は廃止いたしまして、推進本部だけ残して副市長をトップというのは変わらないんですけど、その委員としては、政策調整の担当で構成するという事になっております。例えばこの中で改正前には会計管理者等の職があったんですけど、改正後には含まれておりません。会計課については、市民参加手続となる対象になる事業を行わないというところで、会計管理者まではメンバーに含めなくていいという意見。あと実は来年度、組織改正があって上下水道部というのができるんですね。それで左に水道事業センター長とあるんですけど、右側の改正後のところには上下水道部の次長というのを書いていないんです。それは何故かと申し上げますと、都市部の次長で上下水道部の事業についても政策調整を行っていくというところで、水道事業センター長に代わる方が入っていないというのはそういう理由になっております。あと危機管理監というのが左に入っているんですけど、ここは総務部の次長でカバーするようになっておまして、他は全て各部それぞれに次長級を置くという構成になっております。説明は以上になります。

石川委員長：それでは質問、ご意見をお願いいたします……重ねての質問になりますが、部長が入っていないのに決めたのだったら、俺は知らない、という話にはならないですか。

事務局：当然、政策調整担当次長については、こういう資料が事前に配布されていますから、その中でこういった資料が出ているけど部長どうでしょうか、という様な意見も。政策調整担当と部長というのは本来、パートナー的に仕事をやっていかなければいけないので、そういう事前の相談をしつつ、それを推進本部の席に持って来て頂いて、部長の意見も踏まえてこうだ、という様なものを政策調整としては出して頂きたいと。やはり疑義が生じるものについては、今でも持ち帰るなりというのもございますから、そういったところで機能していければということと、本当は政策調整担当の次長あたりがイニシアチブをとって部内の調整をして頂きたい。かなりのボリュームが仕事のにもあるんですけど、手続きが漏れないように、シティセールス推進課長の合議が条例を制定する際には全て回ってくるんですが、その時には次長級・部長級の印は押されてはいるんですけど、実は全然見ていない、という様な事も今まで中にはあったんですね。だからやはり今回、一本化する事で誰がきちんと見るんだ、というところを明確にしたいというのも正直ございます。各部で後は上手く、意思疎通して頂きたいというところでございます。

神委員：では部長にも責任が無いわけではないんですね。次長が言った事は部長にも責任はもちろんあるという事ですよ。

事務局：そうですね。たまたま次長級で本部会の方は構成するという事だけで、その中で条例の協議とか論議というのはきちんと各部で行うと。

石川委員長：そちらの方が動きやすいですかね。

安井委員：確かに進むレベルとしてはベターなんですよ。部長が出ていても……という時もあります。

事務局：それで、本当は北口広場の実施予定についても事前に諮らないといけないわけですよ。ただ、やはりこういう2階層でやるとなると、スケジュールを組んだりでここまで持ってくるのにも相当時間を要する。あと市民提案も今回出たこともあって、それを整った上で予算上の回数の制約も事実、あるので。本来であれば事前に皆さんにお諮りしてというのは、議会でも質問としてあるわけですね、事後ではないかと。それは本来ではないという事は私共、部長も認識して、厳密に言うと条例違反になってしまうというところは事務局としても認識はしておりますので。今後、そういう事も無いようにできるだけ内部組織を簡素化してこの場にも早く持ってこられるようにという事も含めての改正でござ

います。

石川委員長：はい、という事だそうです。よろしいでしょうか。

委員一同：はい。

石川委員長：では、そういう事をお願いします。これで本日の審議予定は終了しました。事務局へお返しします。

事務局：すいません、次回はですね、また皆さんお忙しい時期になってしまうんですけど、3月の開催になってしまうかなと。それともう1回だけ、例規の見直しをかけないと推進本部を1本化できないんです。2月位にその例規審査があるので、次、1本化はまだできないんですね。ですから委員会の開催は、やはり年度末、2月位に幹事会と本部会を開催してまたここにあげるとなると、やはりどうしても3月になってしまう。申し訳ありません。

岩林課長：よろしいですかね。

委員一同：はい。

岩林課長それでは以上で、本日の市民参加推進評価委員会を終了したいと思います。長い時間、ありがとうございました

○閉会

以上